

AUGUST 19TH 2009

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ & コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 09 年後半の中国税務実務の行方

中国財政部の公表によると、09 年上半期の中国における税収は約 2.9 兆元 (40 兆円) と前年同期比 6% の減収となった。このうち、国内増値税が 3% 減、企業所得税が 13.8% 減となったほか、輸入増値税 15% 減、関税 30% 減と貿易量の落ち込みを反映した結果が現れている。また、4 月までの財政収入の落ち込みが 9.9% である一方、5 月が 4.8% 増、6 月が 19.6% 増と回復を見せている。税収回復の理由の一つとして、税務部門の税収確保への積極的な取り組み、が挙げられている点が興味深い。

自己検査と修正申告

取り組みのひとつに、『自国の大企業に対する自己検査』がある。中国経済紙の報道によれば、国家税務総局は 09 年に入り、銀行、保険、電力、通信、石油加工の五大産業を中心とした 60 社に対して、過去 3 年の納税状況を自己検査し、報告書を提出するよう求めている。企業による自己検査はこれまでもあったものの、上半期の税収落ち込みの穴埋めと 4 兆元に及ぶ景気刺激対策の財源確保のために、厳しさは以前の比ではないようだ。自己検査が不徹底であれば税務当局による厳しい調査を受けることになる一方で、自主的に修正申告をすることも程度問題であり、際限なき税額の追徴を受けることにもなりかねない。江蘇省のある企業では総額 1 億元を超える税額修正をしたとの報道 (7 月 20 日付第一財經日報) もある。現在までのところは中国内資系大型企業への調査が中心となっているが、外資系企業への波及が懸念される。修正申告による税増収の目標は 1 千億元超とも言われており、全国各地の税務当局 (或いは各担当官レベル) が大企業に限らず所轄地域の外資系企業に自己検査を行わせている事例も散見されている。

出向者と PE 課税

各地の税務局が徴税強化のキャンペーンとアピールに走る中、外資系企業への取り組みとして位置づけられるのが、非居住者企業に対する恒久的施設の認定課税、といえよう。

この背景となっているのが、本年 3 月 1 日から施行された『非居住者工事請負及び役務提供に関する税収管理暫定弁法』(国家税務総局第 19 号令) である。

恒久的施設に関わる税務問題も目新しいものではないが、19 号令では中国内に所得の源泉を有する非居住者に対し、自ら税務登記を義務付けている点がこれまでよりも一歩踏み込んだものとなっている。中国内で建築、据付、組立、修繕等の工事請負、或いは加工、修理、設計、技術指導等の役務提供を行う非居住者は、工商登録の要否を問わず、プロジェクト契約或いは協議の締結から 30 日以内に所轄税務当局に納税義務者としての税務登記手続を行うこととされ、年末には確定申告が義務付けられる。また、当該工事或いは役務の受益者であり源泉徴収義務を負う国内組織、個人にも源泉徴収義務が生じた日から 30 日以内に所轄税務当局に源泉徴収義務者としての登記手続を行うよう規定している。

このように、登録及び確定申告の厳格化を規定した通達であるものの、実際の納税は、これまでと同じく受益者たる源泉徴収義務者の非居住者への送金に際して源泉徴収し納税する方式に大きな変更はなく、納税義務者自らが納税することは、源泉徴収義務者が自らの義務を履行しない場合など、極めて限定される。

最近の調査事例で特徴的なのは、技術使用許諾契約、技術指導契約に加えて、出向契約までも含めて恒久的施設の有無を判断する資料として収集しているところにある。

中国の現地法人と本国企業との給与レベルに差があること、社会保険の支払の便宜及び人民元が自由通貨でなく為替が変動していることなどを理由に、日本からの出向者の給与の一部或いは大半を本社で支払うケースは多く、これを現地法人の負担とすべく、給与の実額を法人間で振替える場合がある。

当該出向者は現地法人の管理職或いは技術職という立場にあり、当該役職を通じて行う作業は出向元（非居住者）の行う工事請負或いは役務提供とは一線を画するものであることは間違いない。しかしながら、法人間での費用付替が役務対価の支払に決済方式において外見的に類似しており税務当局の疑義を招く可能性は否定できない。また実際に、他社に所属する技術者等を日本本社へ出向させ、更に現地法人に再出向する形態では、出向元と出向先（日本本社）間で派遣契約が結ばれ、現地法人と本社間での給与実額以上の役務対価の授受がなされている可能性がある。

非居住者の納税問題における中国税務当局の懸念は正に、外-外で決済され表面化しない中国源泉所得を如何に捕捉するか、という点にあり、これに類する問題としては、中国法人持分の外国企業間での譲渡に対する譲渡益課税がある。

税務登記をさせたとしても外-外決済の把握に必ずしも繋がるわけではないが、厄介なのは、問題がないことを立証せよ、という立証責任の転嫁が中国ではあり得る点にある。

疑念を抱かせないことが税務調査の予防になるということから考えるに、立替給与の法人間決済は極力避け、中国でも日本でもいずれでも構わないが、現地法人から個人口座への直接振込に切り替えるなどの対策を検討すべきであろう。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸（公認会計士）

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆7月の主要経済指標: 国家統計局が11日に発表したデータによると、1-7月の固定資産投資額は前年同期比+32.9%と、1-6月より0.7ポイント減少したものの、4ヶ月連続で30%を超え、引き続き高水準を維持している。また、7月の工業生産は、前年同月比+10.8%と、3ヶ月連続で増加幅が拡大。1-7月の社会消費財小売総額は前年同期比+15.0%で、増加幅は前月より0.2ポイント拡大した。一方、消費者物価指数(CPI)と卸売物価指数(PPI)は、前年同月比でそれぞれ▲1.8%、▲8.2%と、ともに6ヶ月連続下落した。外需は依然として低迷し、7月の輸出が前年同月比▲23.0%の1,054.2億米ドル、輸入が同▲14.9%の947.9億米ドルで、ともに前月より減少幅が拡大。7月の対内直接投資(実行ベース)は同▲35.7%の53.6億米ドルと、今年最大の落ち込みとなった。

<7月の主要経済指標>

項目	金額	前年比(%)
固定資産投資(都市部)*	(億元) 95,932	32.9
第一次産業	(億元) 1,749	62.5
第二次産業	(億元) 41,658	27.8
第三次産業	(億元) 52,526	36.5
工業生産(付加価値ベース)**	-	10.8
社会消費財小売総額*	(億元) 68,648	15.0
消費者物価上昇率(CPI)	-	▲1.8
工業品出荷価格(PPI)	-	▲8.2
原材料・燃料・動力購入価格	-	▲11.7
輸出	(億ドル) 1,054.2	▲23.0
輸入	(億ドル) 947.9	▲14.9
貿易収支	(億ドル) 106.3	-
対内直接投資(実行ベース)	(億ドル) 53.6	▲35.7

*: 1-7月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額500万元以上の非国有企業を対象(出所：国家統計局等の公表データ)

【産業】

◆7月の全国70大都市不動産販売価格 前年同月比1.0%上昇:

国家統計局の発表によると、7月の全国70大都市の不動産販売価格は前年同月比+1.0%となり、上昇幅は前月より0.8ポイント拡大、今年4月以降4ヶ月連続で上昇した。うち、新築物件は前年同月比+0.3%、中古物件は同+3.0%となった。住宅タイプ別では、低所得者向け住宅が同+0.5%、一般住宅が同+0.9%、高級住宅が同▲1.7%。都市別では、新築物件で販売価格が前年同月比上昇した主要都市は、寧波(+6.4%)、銀川(+5.4%)、錦州(+5.2%)、下落した主要都市は、石家庄(▲5.5%)、徐州(▲5.2%)、深圳(▲4.6%)。なお、1-7月の全国の不動産投資額は前年同期比+11.6%増の1兆7,720億元となり、1-6月より1.7ポイント増加した。

【貿易・投資】

◆工商局 食品流通管理を強化: 国家工商行政管理総局は7月30日付けで、「食品流通許可証管理弁法」、「流通段階の食品安全監督管理弁法」の2つの規定を発表、即日実施した。先般公布された「食品安全法」とその実施条例に基づき、流通段階における食品安全管理を強化し、消費者の安全を保護することを目的としている。前者は、食品取扱業者に対し、食品流通許可証の取得を義務付け、食品流通許可証の申請、審査、変更等の手続きを明確にした。但し、既に食品生産許可を取得している食品メーカーが生産場所で製品販売を行う場合、或いは飲食サービス許可を取得している飲食店が店内で加工食品販売を行う場合、食品流通許可証の取得は不要。後者は、基準を超える残留農薬食品等13種類の食品の取扱の禁止、従業員健康診断の徹底、市場退出制度の確立、事故発生後の対応、コマーシャル出演タレントの連帯責任賦課、違反の処罰等の内容を盛り込んでいる。

【金融・為替】

◆消費拡大を狙い消費者金融会社の設立解禁: 中国銀行業監督管理委員会(銀监会)は13日、「消費者金融会社試行管理弁法」を公布、即日実施した。中国の国内金融システムの改善、国内消費の促進を狙う。北京、天津、上海、成都で試行後、徐々に地域を拡大する予定という。設立の最低登録資本金は3億元。出資者は、国内外の金融機関、或いは銀监会が認可したその他出資人で、出資条件として5年以上の金融サービス業務経験、直近年度末の総資産額600億元以上等を挙げている。国外金融機関の出資については、中国国内における駐在員事務所の設立期間が2年以上等を条件としている。なお、本弁法では、銀行の個人向け貸出業務の99%を占める不動産、自動車向け融資は含まれず、主な融資対象は、電機・電子製品、旅行、ブライダル、教育、内装工事等とされる見込み。また、貸出残高の上限を借入人の月収の5倍とも規定している。

◆7月の人民元貸出 増加額が急減: 中国人民銀行(中央銀行)が11日に発表したデータによると、7月の人民元貸出増加額は3,559億元となり、6月の1.53兆元の約4分の1に急減した。中央銀行が適度な貸出増加を強調し、同時に銀行業監督管理委員会が貸出リスクへの注意を喚起し、貸付資金の使途に対する管理強化等を発表したことが、銀行のリスクへの関心を高め、貸出抑制に繋がったとみられている。一方、1-7月の累計では、人民元貸出増加額は7.73兆元に上り、昨年同期に比べ4.89兆元多く、依然高い水準となっている。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)		HKD	前日比	EUR	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
	Open	Range	Close	前日比	Close								前日比
2009.8.10	6.8346	6.8340～6.8355	6.8344	0.0026	7.0252	-0.1405	0.8818	0.0003	9.6988	-0.1156	1.7200	3411.18	-11.65
2009.8.11	6.8352	6.8340～6.8355	6.8350	0.0006	7.0645	0.0393	0.8819	0.0002	9.6842	-0.0146	1.5500	3426.84	15.66
2009.8.12	6.8350	6.8349～6.8359	6.8351	0.0001	7.1407	0.0762	0.8818	-0.0000	9.6585	-0.0257	1.4000	3266.97	-159.87
2009.8.13	6.8350	6.8334～6.8350	6.8337	-0.0014	7.0930	-0.0477	0.8816	-0.0002	9.7436	0.0851	1.4400	3296.32	29.35
2009.8.14	6.8328	6.8320～6.8353	6.8342	0.0005	7.1824	0.0894	0.8817	0.0001	9.7617	0.0181	1.4100	3198.11	-98.21

RMB レビュー&アウトルック

前週末の海外市場において米ドルが対主要通貨で上昇したこともあり、今週の人民元は前週末比小幅安となる6.8346で寄り付きとなった。11日に発表となった主要経済指標は引き続き中国経済の景気回復を示唆するものであったものの事前予想比弱めの結果であったこともあり12日には本年6月以来の安値となる6.8359まで下落した。その後も実需筋による大口の米ドル買いなどが見られたものの、安値水準では相応の人民元買い意欲も見られ、結局従来のレンジを抜けることなく6.83台半ばでの値動きのまま6.8342で越週となった。尚、前週末より温家宝首相をはじめ当局者より「積極的な財政政策や緩やかな金融政策を維持する」との主張が繰り返され市場にくすぶる金融政策転換への警戒感解消が図られたものの、11日発表の経済指標において7月の銀行融資額が大幅に減少したこともあり上海株価総合指数は週初比約7.3%の下落で越週となるなど、高値警戒感の高まる上海株式市場は週を通じて軟調推移となった。今週発表となった経済指標のうち、輸出の伸び率は前年同期比▲23%と前月比減少幅が再び拡大し、市場では一旦外需回復の遅れを示唆するものとして受け止められた。しかしながら、昨年の同月が北京オリンピック前の駆け込み需要の時期であったことや、前月比ベースでは約10.4%の増加となったことを鑑みるに、中国の輸出も最悪期から脱しつつあるとの見方もある。引き続き中国経済の動向について世界中の注目が集まる状況は続くが、輸出の本格回復が見られるまでは人民元為替相場については当面は6.83台での値動きが続こう。(8月14日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。